

令和2年11月30日(月曜日)

議事日程

令和2年11月30日(月)午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 議案第46号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例を制定することについて

日程第 4 議案第47号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条
例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 5 議案第48号 東庄町立小中学校電子黒板等の購入契約の締結について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(13名)

1番 越川良男君
2番 柳堀忠君
3番 桜井莊一君
5番 宮澤健君
6番 佐久間義房君
7番 板寺正範君
8番 花香孝彦君
9番 大網正敏君
10番 城之内一男君
11番 高木武男君
12番 鈴木正昭君
13番 土屋進君
14番 山崎ひろみ君

欠席議員(1名)

4番 土屋光正君

出席説明員(5名)

町 長 岩田利雄君

副町	長	金島	正好	君
総務課	長	向後	喜一朗	君
教育	長	五十嵐	正憲	君
教育課	長	多田	克己	君

出席事務局員（3名）

事務局	長	笹本	忠男
次	長	石毛	美恵子
主査	査	岩瀬	知博

(午前10時00分 開会)

議長(山崎ひろみ君)

おはようございます。ただいまの出席議員は13人です。4番、土屋光正君から病気治療のため欠席したい旨の届出がありました。

ただいまから、令和2年東庄町議会第3回臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程に先立ち報告します。

地方自治法第121条の規定による本臨時会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。次に、本日町長から議案の送付があり、これを受理しました。以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、12番 鈴木正昭君、1番 越川良男君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、本臨時会の会期は、本日一日限りに決定しました。

日程第3、議案第46号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて及び日程第4、議案第47号、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、以上2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

局長。

(事務局朗読)

議長（山崎ひろみ君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第46号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて及び議案第47号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

職員の給与は、地方公務員法に基づき、生計費や国、他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等の均衡を考慮して定めることとされております。令和2年の国の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告によりますと、ボーナス支給月数について公務員が民間を上回っている状況であり、この格差を埋めるため、国や千葉県では、期末手当の引下げを内容とする給与改定が実施されます。本町におきましても、国や千葉県に準じた給与改定を実施するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、議案第46号と議案第47号両案の内容をご説明申し上げます。

町長の提案理由にありましたように、一般職及び常勤の特別職の職員について、国・県に準じ、期末手当の支給割合の改定を行うため、条例を改正するものでございます。

議案書の3ページをお開きください。

まず、議案第46号につきましては、一般職の職員の期末手当の支給割合の改定でございます。参考資料の1ページから2ページの新旧対照表及び別紙の表を併せてご覧ください。民間の支給割合と見合うよう、期末手当の年間の支給割合を0.05月引き下げるもので、これにより期末勤勉手当の年間支給割合4.50月分が4.45月分となります。第1条では、この引下げ分を令和2年12月の支給分から適用させ、12月期の期末手当を現行の月数から0.05月分引き下げるもので

す。一般職については、現行1.3月から1.25月。特別管理職員、これは主幹職以上のものについては、現行1.10月から1.05月となります。

第2条では、この引下げ分0.05月の令和3年4月以降において、6月期と12月期の期末手当で平準化するものでございます。一般職員については、いずれも1.275月、特別管理職員については1.075月となります。

続きまして、議案書の5ページをお願いいたします。

議案第47号につきましては、特別職の職員の期末手当の支給割合の改定でございます。参考資料3ページの新旧対照表及び別紙の表を併せてご覧ください。

特別職の期末手当の支給割合の改正でございます。現行は一般職の期末勤勉手当の年間支給割合4.50月と、特別職の期末手当の年間支給割合を同率としているところでございます。一般職の期末手当の改定に合わせ、特別職においても期末手当の支給割合を0.05月に下げ、年4.45月とする内容でございます。

第1条ではこの引下げ分を令和2年12月の支給分から適用させ、12月期の期末手当を現行2.25月から2.20月とするものでございます。

第2条では、令和3年4月以降において、年4.45月の期末手当を一般職と同様6月期と12月期で平準化し、いずれも2.225月とするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は一件ごとに行います。

初めに議案第46号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第48号、東庄町立小中学校電子黒板等の購入契約の締結についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

局長。

(事務局朗読)

議長(山崎ひろみ君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第48号、東庄町立小中学校電子黒板等の購入契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本契約は先般、指名競争入札を行い、落札した事業者と契約を締結したものであります。本案につきましては、予定価格が800万円を超え、及び財産の取得であることから、関係法令の規定に基づき、議会の議決をお願いいたしたく、提案させていただくものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長(山崎ひろみ君)

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、議案第48号、東庄町立小中学校電子黒板等の購入契約の締結について、ご説明を申し上げます。

この契約は、小中学校の全普通教室に電子黒板いわゆる黒板の機能を持たせた大型モニターを整備するもので、操作用のノートパソコンをセットで小学校に18台、中学校に9台、計27台の映像資料作成用のビデオカメラを各学校で2台、計4台を購入するものでございます。

黒板の大きさについてでございますが、75インチのモニターで横1.7メートル、縦1メートルでございます。また、ビデオカメラは一般に販売されているハンディビデオカメラでございます。

購入を予定しております電子黒板については、タブレット等との連携を想定して機種を選定いたしましたので、これから導入されるGIGAスクールのタブレットとも連携出来ることとなります。

この入札については、予定価格を公表し、2,919万6,200円に設定しております。最低制限価格については、東庄町建設工事等契約事務取扱規定で基準を設けており、今回は物品購入のため設定をしておりません。なお、この規定において、土木については7割、建築については8割としております。

本事業の執行にあたり、学校教育関係情報機器の販売に実績のある業者7社を指名し、11月6日から12日を入札期間として電子入札による指名競争入札を行ったところ、7社中3社の入札があり、チバビジネス株式会社北総営業所が2,450万円に消費税並びに地方消費税245万円を加えた2,695万円で落札しましたので、議会の議決を条件に物品購入契約を締結したところでございます。

本契約案件は、予定価格が800万円を超える財産の取得であることから、議会の議決を経なければ契約の効力が発生しないため、地方自治法第96条第1項第8号及び東庄町の条例であります議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第48号、東庄町立小中学校電子黒板等の購入契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第48号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

閉会に先立ち、町長よりご挨拶をお願いいたします。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、閉会にあたりご挨拶を申し上げます。本臨時会には議案3件を上程させていただき、原案のとおり可決されました。誠にありがとうございました。

さて、政府では1月の通常国会に向け、追加経済対策を盛り込んだ第3次補正予算案の編成に取り組んでいるところでございます。新型コロナの新規感染者数が連日大きく増えており、全国的な感染の広がりが見られる中、経済活動と感染防止策の両立が課題となっております。対策には万全を期して対応していただきたいと思っております。当町におきましても、議会をはじめ、町民の皆様と知恵を出し合って様々な施策を進めてまいりたいと存じます。

来月には12月定例会が予定されております。議員各位には、なお一層のご指導・ご支援を賜りますよう、お願いを申し上げますと共に、益々のご活躍をご祈念申し

上げまして、閉会にあたりご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（山崎ひろみ君）

私からも一言ご挨拶申し上げます。本日は臨時会、大変ご苦労さまでした。今年も残すところあと1ヶ月となりました。私ども議会も改選後からちょうど1年が終わろうとしております。3月に町内で新型コロナウイルス感染症が発生して以降、大変な日々を過ごすことになりましたが、私どもは許される範囲で出来ることをやってまいりたいと思っております。年末に向け、健康に留意され、12月定例会に臨んでいただきたいと思っております。本日は大変ご苦労さまでした。

これをもちまして、令和2年東庄町議会第3回臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午前10時22分 閉会）